

弁済業務規約

一般社団法人日本旅行業協会

昭和 47年 6月 15日		運輸大臣認可 (官観業第 695号)
昭和 54年 11月 26日	規約変更	運輸大臣認可 (官観業第 1115号)
昭和 58年 3月 28日	規約変更	運輸大臣認可 (官観業第 281号)
昭和 60年 2月 25日	規約変更	運輸大臣認可 (国旅第 87号)
平成 4年 11月 24日	規約変更	運輸大臣認可 (運観旅第 1231号)
平成 5年 8月 31日	規約変更	運輸大臣認可 (運観旅第 913号)
平成 7年 8月 30日	規約変更	運輸大臣認可 (運観旅第 750号)
平成 8年 3月 29日	規約変更	運輸大臣認可 (運観旅第 241号)
平成 12年 12月 25日	規約変更	運輸大臣認可 (運観旅第 675号)
平成 17年 2月 28日	規約変更	国土交通大臣認可 (国総旅振第 384号)
平成 20年 6月 27日	規約変更	国土交通大臣認可 (国総観事第 106号)
平成 25年 4月 1日	規約変更	観光庁長官認可 (観観産第 12号)
平成 29年 6月 26日	規約変更	観光庁長官認可 (観観産第 109号)
平成 30年 1月 4日	規約変更	観光庁長官認可 (観観産第 634号)
平成 30年 4月 13日	規約変更	観光庁長官認可 (観観産第 18号)
令和 3年 2月 1日	規約変更	観光庁長官認可 (観観産第 1077号)

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人日本旅行業協会（以下「本会」という。）が旅行業法（昭和27年法律第239号。以下「法」という。）の規定に基づき弁済業務を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(弁済業務管理役)

第2条 本会に、弁済業務管理役1名を置く。

2 弁済業務管理役は、本会の会長（以下「会長」という。）の命を受けて、法令及びこの規約の定めるところに従い本会の弁済業務の実施に関する事務を統括管理する。

3 弁済業務管理役は、会長が任命する。

(弁済業務関係帳簿)

第3条 本会には、次に掲げる帳簿を備える。

- イ 弁済業務保証金分担金元帳
- ロ 弁済業務保証金分担金会員別元帳
- ハ 弁済業務保証金元帳
- ニ 証券明細簿
- ホ 還付金明細簿
- ヘ 弁済業務保証金準備金元帳
- ト その他弁済業務の実施に関し必要な帳簿

2 帳簿の記載に関しては、受払の都度その明細を正確に記入し、毎月末に銀行と残高を照合する。

(弁済業務保証金分担金の納付)

第4条 保証社員になろうとする者は、法第49条第1項及びこの規約の定めるところにより弁済業務保証金分担金を本会に納付しなければならない。

2 保証社員は、毎事業年度終了後において、又は、法第6条の4第1項の変更登録を受けた場合において、それぞれ弁済業務保証金分担金の額が増加することとなるときは、法第49条第2項及びこの規約の定めるところによりその増額分の弁済業務保証金分担金を本会に納付しなければならない。

3 保証社員は、この規約の変更により弁済業務保証金分担金の額が増額されたときは、法第49条第3項及びこの規約の定めるところによりその増額分の弁済業務保証金分担金を本会に納付しなければならない。この場合において、法第49条第3項の規定に基づきこの規約が変更された場合における弁済業務保証金分担金を納付すべき期日は、会長が別に定める。

(取引額の報告)

第4条の2 保証社員は、法第10条の規定に基づき、毎事業年度終了後100日以内に、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額を登録行政庁に報告するときには、同時に本会に対してもこの報告をしなければならない。

(弁済業務保証金分担金の額)

第5条 弁済業務保証金分担金の額は、前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号。以下「施行規則」という。）第6条の2第1項で定める場合にあつては、同条第2項で定める額）に応じ、法第4条第1項第3号の業務の範囲の別ごとに、別表第1の額（保証社員の業務範囲が第1種旅行業務である場合にあつては、別表第1の額に別表第2の額を加えた額）とする。

(弁済業務保証金分担金の納付の手続)

第6条 本会に弁済業務保証金分担金を納付しようとする者（以下「分担金納付者」という。）

は、第1号様式、第2号様式、第2号の2様式又は第2号の3様式による弁済業務保証金分担金納付書正本1通、その写し2通及び副本1通を本会に提出しなければならない。

2 分担金納付者が法人であるときは登記事項証明書を、代理人によって弁済業務保証金分担金を納付しようとするときは代理人の権限を証する書面を、前項の弁済業務保証金分担金納付書に添付しなければならない。

3 弁済業務管理役は、弁済業務保証金分担金の納付の申請を受理すべきものと認めるときは、納付の申請を受理する旨、受理番号、受理年月日及び納付期限までに弁済業務保証金分担金を納付しないときは受理の決定は効力を失う旨を記載した弁済業務保証金分担金納付書（兼請求書）を分担金納付者に交付する。

4 分担金納付者が前項の納付期限までに弁済業務保証金分担金を納付しないときは、受理の決定は効力を失う。

第7条 分担金納付者は、弁済業務保証金分担金を、本会が指定する銀行（以下「指定銀行」という。）の口座に振り込む方法により納付しなければならない。

2 弁済業務管理役は、前項の規定に基づいて分担金納付者から指定銀行の口座に弁済業務保証金分担金が納付されたことを確認し、弁済業務保証金分担金納付書正本1通及びその写し1通に当該納付を受理した旨及び受理年月日を記載し、分担金納付者に交付しなければならない。

(弁済業務保証金分担金の納付の届出)

第8条 分担金納付者は、前条第2項の規定による弁済業務保証金分担金納付書正本の写し1通を添えて、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。

(弁済限度額)

第9条 弁済限度額は、法第48条第1項の規定に基づく債権に係る取引が成立した時点において、保証社員が第5条の規定により納付している弁済業務保証金分担金の額の5倍の金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の弁済限度額は、当該各号に掲げる額とする。

イ 認証の申出があった時点において当該保証社員が納付している弁済業務保証金分担金の額の5倍の金額が前項の額を超えるとき（ロ又はハに掲げる場合を除く。） 認証の申出があった時点において当該保証社員が本会に納付している弁済業務保証金分担金の額の5倍の金額

ロ 保証社員が法第6条の4第1項の変更登録を受け、弁済業務保証金分担金の額が減少することとなった場合において、本会が旅行業協会弁済業務保証金規則（平成8年法務・運輸省令第2号）第2条第2項の規定により公告した、施行規則第60条の規定による認証の申出をすべき期間が経過した後に、次条第1項に規定する認証の申出があったとき 認証の申出があった時点において当該保証社員が第5条の規定により本会に納付すべき減少後の弁済業務保証金分担金の額の5倍の金額

ハ 保証社員の事業年度終了後に弁済業務保証金分担金の額が減少することとなった場合において、本会が当該保証社員から第4条の2の規定による報告を受けた後に、法第48条第1項の規定に基づく債権に係る取引が成立したとき 当該取引が成立した時点において、当該保証社員が第5条の規定により本会に納付すべき減少後の弁済業務保証金分担金の額の5倍の金額

(認証の申出)

第10条 法第48条第2項の規定により債権の認証を受けようとする者は、第3号様式による認証申出書正本1通及びその副本1通を本会に提出しなければならない。

2 前項の認証申出書には、次の書類を添付しなければならない。

イ 債権発生の原因たる事実、取引が成立した時期、債権の額及び認証を申し出るに至った経緯を記載した書類

ロ 法第48条第1項の権利を有することを証するに足りる書類

ハ 認証の申出人が法人であるときには、登記事項証明書

ニ 代理人によって認証の申出をしようとするときは、代理人の権限を証する書面

3 認証の申し出人が法人である場合には、認証申出書に押なつた印鑑について、登記所の作成した証明書を添付しなければならない。

4 認証の申出人は、第2項から前項までに規定する書類のうち外国語で作成されたものを提出する場合には、日本語の訳文を添付しなければならない。

5 認証の申出債権額が外国通貨で表示されている場合は、第1項に規定する認証申出書の提出があった日の指定銀行の店頭に掲示された対顧客電信売相場（以下「T T S」という。）（当該外国通貨のT T Sが指定銀行の店頭に掲示されなかった場合にあっては、指定銀行以外の銀行

の店頭に公示されたT T S等を勘案して、弁済業務管理役が適当と認める相場)により本邦通貨に換算するものとする。

(認証の申出があったことの通知・公告)

第11条 弁済業務管理役は、認証対象保証社員(施行規則第60条に規定する「認証対象保証社員」をいう。以下において同じ。)に係る最初の認証の申出(当該認証対象保証社員について、以前に弁済業務保証金の還付が行われ、還付充当金が納付された場合にあっては、当該納付があった後最初の認証の申出)があった場合は、直ちにその旨及び施行規則第62条第1項及び第2項に規定する認証に係る事務の処理の方法について官報に公告するとともに、次に掲げる事項を当該認証対象保証社員に通知するものとする。

イ 当該認証対象保証社員に認証の申出があった旨

ロ 弁済業務保証金の還付があったときは、法第50条第2項の規定により、当該認証対象保証社員は還付充当金の納付通知書を受け取った日から7日以内にその通知された額の還付充当金を本会に納付しなければならない旨

ハ 当該認証対象保証社員は、ロの期間内に還付充当金を納付しない場合は、法第50条第3項の規定により、本会の社員の資格を喪失する旨(通知をしようとする時点において、当該認証対象保証社員が本会の社員でない場合を除く。)

ニ 本会の保証社員でなくなったときは、法第54条第3項及び第4項の規定により、直ちに営業保証金を供託し、その旨を登録行政庁に届け出なければならない旨及び保証社員でなくなった日から7日以内にその旨を登録行政庁に届け出ない場合は、認証対象保証社員に係る旅行業の登録は効力を失う旨(通知をしようとする時点において、当該認証対象保証社員が本会の社員でない場合を除く。)

第12条 削除

(認証の申出の取下げ)

第13条 認証の申出人は、その申出を本会が受理した後、当該認証の申出を取り下げようとするときは、第5号様式による認証申出取下書を本会に提出しなければならない。

2 前項の認証申出取下書には、次の書類を添付しなければならない。

イ 認証の申出人が法人であるときには、登記事項証明書

ロ 代理人によって認証の申出を取り下げようとするときには、代理人の権限を証する書面

3 第10条第3項の規定は、法人である認証申出人の代表者が第1項の規定により認証の申出を取り下げようとする場合に準用する。

(認証の審査)

第14条 本会は、弁済業務委員会の議決を経て、認証の申出に理由がないと認める場合、認証の申出に係る債権について認証対象保証社員から弁済を受けることができないことについて認証の申出人に故意又は重大な過失があると認める場合及び認証の申出人が法第48条第1項の権利を有することの立証が不十分であると認める場合を除き、認証の申出に係る債権について認証するものとする。

2 前項の法第48条第1項の権利を有することの立証が不十分であると認める場合とは、認証の申出人が法第48条第1項の権利を有することを証明する次のいずれかの書類を提出できない場合又は認証の申出人が第4項の規定による本会の求めに応じなかった場合とする。

イ 確定判決の正本

- ロ 和解調書
- ハ 調停調書
- ニ 仲裁判断
- ホ 公正証書
- ヘ 転付命令の正本又は送達通知書

ト 認証の申出に係る債権に関する旅行申込書の控え及び領収書又はこれらに代わる書類

- 3 本会は、認証の審査に当たり、必要と認める場合には、債権発生の原因たる事実、債権の額その他の事項について調査することができる。
- 4 前項の目的のため、本会は、認証の申出人、認証対象保証社員及びそれらの代理人又は関係人に対して、債権の発生の原因たる事実、債権の額その他の事項について質問し又はそれらの事項を立証する書類、資料等の提出を求めることができる。
- 5 認証の申出人、認証対象保証社員及びそれらの代理人並びに関係する保証社員は、本会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

(認証及び認証の拒否)

- 第15条 本会は、本会が認証の申出に係る債権を認証したときは認証申出書正本1通及びその副本1通に認証した旨を記載し、その正本に記名押印してこれを認証の申出人に交付する。
- 2 本会は、認証の申出に係る債権の認証を拒否したときは、認証を拒否した理由を記載し記名押印した認証申出書正本を認証の申出人に交付して、認証を拒否した旨を通知する。
- 3 本会は、複数の認証の申出を同時受理した場合において、当該認証の申出に係る債権の総額が弁済限度額（既に認証した債権がある場合にあつては、弁済限度額から当該認証した債権の額の合計額を控除した額。以下この条において同じ。）を超える場合には、その債権額の割合に応じて認証するものとする。
- 4 本会は、認証対象保証社員に係る認証の申出について、認証を拒否する債権（以下「認証拒否債権」という。）がある場合には、次項に規定する場合を除き、認証拒否債権の額と認証する債権の額との合計額が弁済限度額を上回らない範囲で認証をするものとし、その余の認証の申出に係る債権については、第6項に規定する期間（認証の申出人から本会に対して訴えが提起された場合は裁判が終了するまでの期間。以下「認証保留期間」という。）が経過するまで、認証を保留することができる。
- 5 施行規則第62条第2項の規定により、認証拒否債権に係る認証の申出と同時に受理した認証の申出がある場合であつて、認証拒否債権を含む認証の申出に係る債権の額と当該同時に受理した認証の申出に係る債権の額との合計が弁済限度額を超えるときは、本会は、認証保留期間が経過するまで、当該同時に受理した認証の申出に係る債権の認証を保留することができる。
- 6 第2項の規定により認証を拒否した旨の通知を受けた者が、当該通知を受け取った日から6か月以内に本会の決定を不服として訴えを提起しなかった場合は、本会は、前二項の規定により認証を保留した債権を認証することができる。
- 7 本会は、申出に係る債権を認証したときは、認証対象保証社員の登録行政庁に認証のあった旨を通知する。

(還付の手続)

- 第16条 前条第1項の規定により認証をする旨記載された認証申出書の交付を受けた者（以下「被認証者」という。）は、弁済業務保証金から還付を受けようとする場合において、自ら還付の手続きを取ろうとするときは、第5号の2様式による供託事項通知請求書に必要な事項を記

載し、本会对し、供託番号、供託金額その他の弁済業務保証金の還付に必要な事項の通知を請求しなければならない。

- 2 被認証者は、弁済業務保証金から還付を受けようとする場合において、還付の手続きを本会に委任しようとするときは、第6号様式による委任状、認証申出書正本及び振込先銀行指定書を本会に提出しなければならない。この場合において、外国語で作成された委任状の提出については、第10条第4項の規定を準用する。
- 3 被認証者は、第1項の規定により本会对し弁済業務保証金の還付に必要な事項の通知を請求する場合は、供託事項通知請求書に押捺した印鑑について、その住所地の市区町村長又は登記所の作成した証明書を添付しなければならない。
- 4 被認証者は、第2項の規定により還付の手続きを本会に委任しようとする場合は同項の委任状に押捺した印鑑について、その住所地の市区町村長又は登記所の作成した証明書を添付しなければならない。
- 5 代理人が第1項の規定により弁済業務保証金の還付に必要な事項の通知を請求する場合は、被認証者は本会に代理人の権限を証する書面を提出しなければならない。この場合において、第3項の規定は、当該代理人の権限を証する書面に押捺した印鑑及び代理人が押捺した印鑑について準用する。
- 6 代理人が第2項の規定により還付の手続きを本会に委任しようとする場合は、被認証者は本会に代理人の権限を証する書面を提出しなければならない。この場合において、第4項の規定は、当該代理人の権限を証する書面に押捺した印鑑及び代理人が押捺した印鑑について準用する。
- 7 第2項の規定による書類の提出を受けたときは、会長は、直ちに、供託所に対して弁済業務保証金還付の手続きを取らなければならない。
- 8 前項の規定により還付の請求の手続きをした場合において、供託官から供託規則（昭和34年法務省令第2号）第28条第1項又は第29条の規定により小切手又は供託物払渡請求書の交付を受けたときは、会長は、直ちに、小切手の場合は小切手を、また、供託物払渡請求書の場合は供託有価証券の払渡を受け、それを換金の上、振込先指定書に記載されているところにより、被認証者に交付しなければならない。
- 9 本会は前項の規定により供託官から小切手又は供託物払渡請求書の交付を受けたときは、観光庁長官に対してこの旨を届け出るものとする。

（還付充当金）

- 第17条 弁済業務管理役は、法第48条第1項の規定により弁済業務保証金の還付があったときは、直ちに、当該還付に係る保証社員又は保証社員であった者（以下「保証社員等」という。）に対し、当該還付額に相当する額の還付充当金を本会に納付すべき旨を、第7号様式又は第7号の2様式による還付充当金納付通知書により通知しなければならない。
- 2 保証社員等は、前項の通知を受けたとき（第26条第4項の規定により通知を受け取ったとみなされる場合を含む。）は、第8号様式による還付充当金納付書（正本1通及びその写し2通）又は第8号の2様式による還付充当金納付書（正本1通及びその写し1通）を本会に提出し、法第50条第2項に規定する期間内に、還付充当金を、指定銀行の口座に振り込む方法により納付しなければならない。
- 3 弁済業務管理役は、保証社員から前項の規定による納付があったときは、指定銀行の口座に還付充当金が納付されたことを確認し、還付充当金納付書正本1通及びその写し1通に当該納付を受理した旨、受理番号及び受理年月日を記載し、その正本及びその写しを当該保証社員に交付する。

- 4 保証社員は、前項の規定により還付充当金納付書正本及びその写しの交付を受けたときは、直ちにその写しを登録行政庁に提出して、還付充当金を納付した旨を届け出なければならない。
- 5 弁済業務管理役は、保証社員であった者から前項の規定による納付があったときは、指定銀行の口座に還付充当金が納付されたことを確認し、還付充当金納付書正本1通に当該納付を受理した旨、受理番号及び受理年月日を記載し、その正本を当該保証社員であった者に交付する。
- 6 還付充当金を納付しようとする保証社員等が法人であるときは登記事項証明書を、代理人によって還付充当金を納付しようとするときは代理人の権限を証する書面を、第2項の還付充当金納付書に添付しなければならない。

(求償権等)

第17条の2 本会は、弁済業務保証金の還付を行った後還付充当金のほか還付に要した諸費用につき当該保証社員等に求償することができる。

- 2 前項の費用は、1件につき10000円とする。

(弁済業務保証金分担金の返還請求)

第18条 保証社員は、脱会等により本会の社員の地位を失ったときは、遅滞なく、第9号様式一別1による資格喪失届及び第9号様式一別2による弁済業務保証金分担金返還請求書を、本会に提出しなければならない。

- 2 保証社員は、旅行業の業務の範囲を変更し、法第6条の4第1項の規定による変更登録を受けたことによって、納付されている弁済業務保証金分担金の額が減少することとなるときは、遅滞なく、第9号様式による弁済業務保証金分担金返還請求書に、変更登録申請時に申請書に添付した旅行業務に係る事業の計画を記載した書類の写し及び変更登録通知書の写しを添付して本会に提出しなければならない。
- 3 保証社員は、毎事業年度終了後において第5条の弁済業務保証金分担金の額が減少することとなるときは、遅滞なく、第9号の2様式による弁済業務保証金分担金返還請求書を本会に提出しなければならない。
- 4 保証社員は、第1項から前項までの規定により提出する弁済業務保証金分担金返還請求書に、返還を受けようとする口座を明記しなければならない。
- 5 第1項又は第2項の規定による資格喪失届又は弁済業務保証金分担金返還請求書を本会に提出しようとする者が法人であるときは、登記事項証明書を、代理人によって提出しようとするときは、代理人の権限を証する書面をこれらの書類に添付しなければならない。
- 6 保証社員は、第1項又は第2項の規定に基づき資格喪失届又は弁済業務保証金分担金返還請求書を提出する場合は、当該資格喪失届又は弁済業務保証金分担金返還請求書に押捺した印鑑について、その住所地の市区町村長又は登記所の作成した証明書を添付しなければならない。
- 7 前項の規定は、第5項の規定により代理人によって提出する当該代理人の権限を証する書類に押捺した印鑑及び代理人が押捺した印鑑について準用する。

(弁済業務保証金の取戻し)

第19条 本会は、保証社員が本会の社員の地位を失ったとき、毎事業年度終了後若しくは保証社員が法第6条の4第1項の変更登録を受けた場合において当該保証社員に係る弁済業務保証金分担金の額が減少することとなるとき又はこの規約の変更により弁済業務保証金分担金の額

が減額されたときは、法第51条第1項及び第2項の規定に基づき弁済業務保証金を取り戻すものとする。

- 2 前項の規定により取戻請求の手続きをした場合において、供託官から供託規則第29条の規定により供託物払渡請求書の交付を受けたときは、弁済業務管理役は、直ちに、供託有価証券の払渡を受け、それを換金しなければならない。

(取戻金の管理)

第20条 本会は、前条の規定に基づき弁済業務保証金を取り戻したときは、当該取戻金を、保証社員等に返還するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(弁済業務保証金分担金の返還)

第21条 本会は、第19条の規定により弁済業務保証金を取り戻したときは、法第51条第3項から第6項までの規定に基づき、弁済業務保証金分担金を保証社員等に返還する。ただし、保証社員等について第10条第1項の認証申出書の提出がされている場合は、当該認証申出に係る第16条の還付手続の終了するまで（認証拒否債権がある場合には、認証保留期間が経過するまで）は、弁済業務保証金分担金を返還しない。

- 2 前項の規定より保証社員等に弁済業務保証金分担金を返還するにあたっては、第18条第4項の規定により弁済業務保証金分担金返還請求書に明記された口座に前項の規定により保証社員等に返還すべき額を振り込む方法により行うものとし、これをもって足りるものとする。

(弁済業務保証金分担金の返還の手続き)

第22条 本会は、前条の規定により保証社員等に弁済業務保証金分担金を返還しようとするときは、第10号様式による弁済業務保証金分担金返還書正本に弁済業務保証金分担金を返還する旨、返還する額及び返還期日を記載し、記名押印してこれを保証社員等に交付しなければならない。

(弁済業務保証金分担金を返還できない場合の取り扱い)

第22条の2 本会は、保証社員等の所在が知れないためその他の理由により、弁済業務保証金分担金を保証社員等に返還することができないときは、弁済業務保証金分担金を返還する旨を公告するものとする。

- 2 本会は、前項の規定により公告した後5年の間に、保証社員等が弁済業務保証金分担金の返還を受けないときは、当該弁済業務保証金分担金を本会の収入とし、これを弁済業務保証金準備金に繰り入れるものとする。

(弁済業務保証金準備金)

第23条 弁済業務管理役は、弁済業務保証金の利息又は配当金の払渡請求及び払渡を受けた利札の換金の事務を取り扱わなければならない。

- 2 本会は、弁済業務保証金から生ずる利息又は配当金を弁済業務保証金準備金として指定銀行に預託するものとする。
- 3 弁済業務管理役は、法第48条第1項の規定に基づき権利の実行があった場合において、還付充当金の納付がなかったときは、前項の弁済業務保証金準備金から法第48条第3項の規定に基づき弁済業務保証金を供託するものとする。

(特別弁済業務保証金分担金)

第24条 法第52条第3項の規定による特別弁済業務保証金分担金の額は、次の算式により計算した数に、各保証社員が納付している弁済業務保証金分担金の額を乗じた額とする。

$$\frac{\text{法第52条第3項の規定による不足額}}{\text{加入保証社員の弁済業務保証金分担金総額}}$$

- 2 弁済業務管理役は、法第52条第3項の規定により特別弁済業務保証金分担金を納付すべきことを通知する場合においては、その通知を受けた日から1箇月以内に特別弁済業務保証金分担金を納付すべき旨及びその額を保証社員に通知しなければならない。
- 3 保証社員は前項の通知を受けた日から1箇月以内に、別に定める特別弁済業務保証金分担金納付書正本1通その写し2通及び副本1通を本会に提出しなければならない。
- 4 第6条第2項から第4項まで、第7条及び第8条の規定は、保証社員が特別弁済業務保証金分担金を納付する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「分担金納付者」とあるのは、「特別弁済業務保証金分担金を納付しようとする保証社員」と、「弁済業務保証金分担金」とあるのは「特別弁済業務保証金分担金」と、「弁済業務保証金分担金納付書」とあるのは「特別弁済業務保証金分担金納付書」と読み替えるものとする。

(弁済業務保証金分担金に係る権利等の譲渡の禁止)

第25条 保証社員等は、弁済業務保証金分担金に係る権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し又は質権を設定してはならない。

(通知)

第26条 本規約に基づく本会から保証社員等への通知（以下「通知」という。）は、保証社員等から本会に届出のあった保証社員等の本店所在地宛に書面を郵送する方法により行う。

- 2 保証社員等が、通知を受けるべき場所として特に本店所在地以外の場所を希望する場合は、保証社員等はその通知を受けるべき場所（日本国内に限る。）を事前に書面で本会に届け出なければならない。この場合には、通知は、前項の規定にかかわらず、その届出に係る場所宛に書面を郵送する方法により行う。
- 3 前二項の規定により本会が郵送した書面が、保証社員等により受け取られない場合は、本会は、書面を書留郵便に付して発送することができる。この場合の発送先は、次の各号のとおりとする。
 - イ 前項の届出がなされていない場合 保証社員等の本店所在地
 - ロ 前項の届出がなされている場合 届け出された場所
- 4 前項の規定により通知を書留郵便に付して発送した場合には、その発送の時に、保証社員等により受け取られたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この規約は、旅行業法第22条第17の規定により、運輸大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則 [昭和54年12月26日 省令改正に伴う変更]

- 1 この規約の変更は、昭和55年1月1日から施行する。
- 2 規約第10条の規定による認証の申出があった時点において変更後の規約第5条に規定する弁済業務保証金分担金を本会に納付していない保証社員に係る弁済限度額は、変更後の規約第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 [昭和58年3月28日]

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 規約第10条の規定による認証の申出があった時点において変更後の規約第5条に規定する弁済業務保証金分担金を本会に納付していない保証社員に係る弁済限度額は、変更後の規約第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(納付期限)

- 3 この規約により改正された弁済業務保証金分担金の増額分の納付期日は、昭和58年6月30日とする。

附 則 [昭和60年2月25日]

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 規約第10条の規定による認証の申出があった時点において変更後の規約第5条に規定する弁済業務保証金分担金を本会に納付していない保証社員に係る弁済限度額は、変更後の規約第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(納付期限)

- 3 この規約により開始された弁済業務保証金分担金の増額分の納付期日は昭和60年6月30日とする。

附 則 [平成4年11月24日]

- 1 この規約の変更は、平成4年12月1日から施行する。

附 則 [平成5年8月31日]

(施行期日)

- 1 この規約は、平成5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 規約第10条の規定による認証の申出があった時点において、変更後の規約第5条に規定する弁済業務保証金分担金を本会に納付していない保証社員に係る弁済限度額は、変更後の規約第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 [平成7年8月30日]

(施行期日)

1 この規約は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 規約第10条の規定による認証の申出があった時点において、変更後の規約第5条に規定する弁済業務保証金分担金を本会に納付していない保証社員に係る弁済限度額は、変更後の規約第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 [平成8年3月29日]

(施行期日)

1 この規約は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 規約第10条の規定による認証の申出があった時点において、変更後の規約第5条に規定する弁済業務保証金分担金を本会に納付していない保証社員に係る弁済限度額は、変更後の規約第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 [平成12年12月25日]

(施行期日)

この規約の変更は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 [平成17年2月28日]

(施行期日)

1 この規約の変更は、平成17年3月7日から施行する。ただし、第6条第1項、第10条第1項、第11条第2項、第14条第2項、第15条第5項、第17条の2第2項、第23条第3項及び別表の規定に係る変更は、平成17年4月1日から施行する。

(納付期限)

2 この規約により改正された弁済業務保証金分担金の増額分の納付期日は、平成17年6月30日（当該日が同年4月1日の属する事業年度の前事業年度の終了の日の翌日から100日を経過する日前である場合にあっては、当該100日を経過する日）までとする。

附 則 [平成20年6月27日]

(施行期日)

この規約の変更は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 [平成25年4月1日]

(施行期日)

この規約の変更は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 [平成29年6月26日]

(施行期日)

この規約の変更は、観光庁長官の認可を受けた日から施行する。（認可日：平成29年6月26日）

附 則 [平成29年6月2日 旅行業法改正に伴う変更]

(施行期日)

この規約の変更は、平成30年1月4日から施行する。

附 則 [平成30年4月1日 施行規則改正に伴う変更]
(施行期日)

この規約の変更は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 [令和3年2月1日]
(施行期日)

この規約の変更は、観光庁長官の認可を受けた日から施行する。(認可日：令和3年2月1日)

別表第1 [第5条関係]

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（旅行規則第6条の2第1に掲げる場合にあつては、同条第2に掲げる額）	弁済業務保証金分担金の額			
	第1種旅行業の登録を受けた保証社員	第2種旅行業の登録を受けた保証社員	第3種旅行業の登録を受けた保証社員	地域限定旅行業の登録を受けた保証社員
400万円未満	1,400万円	220万円	60万円	3万円
400万円以上 5000万円未満	1,400万円	220万円	60万円	20万円
5000万円以上 2億円未満	1,400万円	220万円	60万円	60万円
2億円以上 4億円未満	1,400万円	220万円	90万円	90万円
4億円以上 7億円未満	1,400万円	220万円	150万円	150万円
7億円以上 10億円未満	1,400万円	260万円	180万円	180万円
10億円以上 15億円未満	1,400万円	280万円	200万円	200万円
15億円以上 20億円未満	1,400万円	300万円	220万円	220万円
20億円以上 30億円未満	1,400万円	320万円	240万円	240万円
30億円以上 40億円未満	1,400万円	360万円	260万円	260万円
40億円以上 50億円未満	1,400万円	380万円	280万円	280万円
50億円以上 60億円未満	1,400万円	460万円	320万円	320万円
60億円以上 70億円未満	1,400万円	540万円	380万円	380万円
70億円以上 80億円未満	1,600万円	600万円	440万円	440万円
80億円以上 150億円未満	2,000万円	760万円	540万円	540万円
150億円以上 300億円未満	2,400万円	920万円	640万円	640万円
300億円以上 500億円未満	2,600万円	960万円	680万円	680万円
500億円以上 700億円未満	2,800万円	1,060万円	760万円	760万円
700億円以上 1,000億円未満	3,000万円	1,100万円	800万円	800万円
1,000億円以上 1,500億円未満	3,200万円	1,200万円	860万円	860万円
1,500億円以上 2,000億円未満	3,600万円	1,320万円	940万円	940万円
2,000億円以上 3,000億円未満	4,000万円	1,520万円	1,080万円	1,080万円
3,000億円以上 4,000億円未満	5,000万円	1,840万円	1,320万円	1,320万円
4,000億円以上 5,000億円未満	6,000万円	2,200万円	1,580万円	1,580万円
5,000億円以上 1兆円未満	7,000万円	2,600万円	1,860万円	1,860万円
1兆円以上 2兆円未満	9,000万円	3,400万円	2,400万円	2,400万円
2兆円以上 1兆円につき	2,000万円	600万円	500万円	500万円

別表第2（第5条関係）

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（施行規則第6条の2第1項に掲げる場合にあつては、同条第2項に掲げる額）のうち、本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）に係るもの	弁済業務保証金分担金の額
8億円未満	0円
8億円以上 9億円 "	180万円
9億円 " 15億円 "	220万円
15億円 " 35億円 "	260万円
35億円 " 55億円 "	300万円
55億円 " 75億円 "	320万円
75億円 " 110億円 "	340万円
110億円 " 160億円 "	360万円
160億円 " 220億円 "	400万円
220億円 " 330億円 "	440万円
330億円 " 440億円 "	560万円
440億円 " 550億円 "	680万円
550億円 " 1000億円 "	780万円
1000億円 " 2100億円 "	1000万円
2100億円以上 1000億円につき	220万円

- ・ 弁済第1号様式－（新規納付の場合）弁済業務保証金分担金納付書
- ・ 弁済第2号様式－（変更登録による増額の場合）弁済業務保証金分担金納付書
- ・ 弁済第2号の2様式－（取引額の変更による増額の場合）弁済業務保証金分担金納付書
- ・ 弁済第2号の3様式－（規約の変更による増額の場合）弁済業務保証金分担金納付書
- ・ 弁済第3号様式－認証申出書
- ・ 弁済第4号様式－削除
- ・ 弁済第5号様式－認証申出取下書
- ・ 弁済第5号の2様式－供託事項通知請求書
- ・ 弁済第6号様式－委任状
- ・ 弁済第7号様式－（保証社員用）還付充当金納付通知書
- ・ 弁済第7号の2様式－（保証社員であった者用）還付充当金納付通知書
- ・ 弁済第8号様式－（保証社員用）還付充当金納付書
- ・ 弁済第8号の2様式－（保証社員であった者用）還付充当金納付書
- ・ 弁済第9号様式－（変更登録による減額の場合）弁済業務保証金分担金返還請求書
- ・ 弁済第9号の2様式－（取引額の変更による減額の場合）弁済業務保証金分担金返還請求書
- ・ 弁済第9号様式－別1－資格喪失届
- ・ 弁済第9号様式－別2－（保証社員資格喪失の場合）弁済業務保証金分担金返還請求書
- ・ 弁済第10号様式－（会員用）弁済業務保証金分担金返還書